

## 第5章 障害福祉サービス等の見込量

### 1 成果目標

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### 国の基本指針（考え方）

- ・令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ・令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

##### 埼玉県の考え方

地域移行者数は国と同様6%以上とするが、施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。

##### 市の考え方

- 国基本指針に基づき、以下の目標を設定します。
- 国基本指針の考え方にある施設入所者の削減数の数値目標については、埼玉県の考え方及び川越市の状況を踏まえ、設定しません。

項目	数値目標（成果目標）
地域移行者数	令和元年度末時点の施設入所者数293人のうち、令和5年度末までに6%（18人）以上の人を地域生活に移行する。

##### 【目標達成のための取り組み】

- ・ 市では、令和3年度から令和5年度まで、国・県と同様に、令和元年度末時点の施設入所者数の6%として、毎年度6人（3か年で合計18人）が地域移行支援等のサービスを利用するなどして地域生活へ移行することを目標値とします。
- ・ 目標値の達成に向け、住まいの場や日中活動の場など地域生活の基盤充実に努めるとともに、障害者支援施設の入所者の地域生活への移行等の支援やグループホームの利用を促進することで、障害のある人の地域生活への円滑な移行を目指します。
- ・ 重度重複障害者等の地域移行を円滑に進めるための受け皿となる、「重度重複障害者等を受け入れることができるグループホーム」の整備に努めます。

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 国の基本指針（考え方）

- ・精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 316 日以上とすることを基本とする。
- ・令和 5 年度末の精神病床における 1 年以上の長期入院患者数（65 歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・精神病床における早期退院率に関して、入院後 3 ヶ月時点の退院率については 69% 以上、入院後 6 ヶ月時点の退院率については 86% 以上及び入院後 1 年時点の退院率については 92% 以上とすることを基本とする。

### 埼玉県の考え方

#### 国基本指針のとおり

#### 市の考え方

- 国基本指針に掲げられている数値目標は、広域の調整が必要なため、埼玉県が設定します。
- 埼玉県が設定した目標を達成するための取組の一環として、本市においては引き続き精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

項目	数値目標（成果目標）
令和 5 年度までに保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置
協議の場の開催回数	年 1 回以上

#### 【目標達成のための取り組み】

- ・精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。以下同じ。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、令和 5 年度までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標にします。
- ・精神障害のある方が安心して地域で生活を継続できるよう、保健・医療・福祉が連携した会議の場において、地域で生活する上で必要な資源やネットワークのあり方について検討していきます。

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

#### 国の基本指針（考え方）

- ・地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

#### 埼玉県の考え方

##### 国基本指針のとおり

##### 市の考え方

- 障害のある人の重度化・高齢化、「親亡き後」を見据えた地域生活支援への更なる充実が求められます。地域生活支援拠点等の機能充実のため、年1回以上、運用状況を検証・検討することを基本とします。

項目	数値目標（成果目標）
地域生活支援拠点設置数	1箇所
機能検証の実施回数	年1回以上運用状況の検証・検討を実施

#### 【目標達成のための取り組み】

- ・平成29年9月に設置した地域生活支援拠点において、地域のニーズや課題等を踏まえ、本市の実情に合わせたネットワーク構築等の体制の整備を検討します。
- ・体制整備に向けて、多様な日中活動の場の確保、居住サービスの整備、医療との連携の強化など、市内のさまざまな機関との連携をさらに推進します。
- ・地域自立支援協議会を中心に、市内の事業者が連携し、より充実した機能を提供できるよう、地域生活支援拠点の機能充実を進めます。

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### 国の基本指針（考え方）

- ・一般就労への移行者数を令和元年度の 1.27 倍にする。
  - うち 就労移行支援事業を通じた移行者数：1.30 倍
  - 就労継続支援 A 型を通じた移行者数：1.26 倍
  - 就労継続支援 B 型を通じた移行者数：1.23 倍
- ・就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7 割以上が利用する
- ・就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所：7 割以上とする

### 埼玉県の考え方

#### 国基本指針のとおり

#### 市の考え方

- 国基本指針に基づき、以下の目標を設定します。

項目	数値目標（成果目標）
一般就労への移行者数	就労移行支援事業等※1 を通じて一般就労に移行する者 令和元年度実績の 1.27 倍以上かつ就労系サービスの目標の合計値以上 【令和元年度実績】51 人 【令和 5 年度目標】67 人以上
	うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者 令和元年度実績の 1.30 倍以上 【令和元年度実績】43 人 【令和 5 年度目標】56 人以上
	うち就労継続支援 A 型事業を通じて一般就労に移行する者 令和元年度実績の 1.26 倍以上 【令和元年度実績】6 人 【令和 5 年度目標】8 人以上
	うち就労継続支援 B 型事業を通じて一般就労に移行する者 令和元年度実績の 1.23 倍以上 【令和元年度実績】2 人 【令和 5 年度目標】3 人以上
就労定着支援事業利用者数	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者 【令和 5 年度目標】 7 割以上
就労定着率※2	就労定着支援事業の就労定着率※2 【令和 5 年度目標】 就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上

※1 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

※2 過去 3 年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合

【目標達成のための取り組み】

- ・ 令和元年度における一般就労への移行者数は 51 人となっており、第 5 期計画の目標値 47 人を上回っています。
- ・ 目標値の達成に向けては、障害者福祉課を中心として、関係課及びハローワーク等の関係機関と連携し、雇用・就労機会の拡大や職場定着の支援を行い、福祉施設から一般就労への移行を促進します。
- ・ 職場環境や仕事内容、人間関係、生活環境などの要因で退職する人も少なくないことから、多様な雇用の場の創出や職場定着支援の充実とともに、就業面だけでなく生活面における支援も総合的に行われるよう、障害者総合相談支援センターを中心に、様々な関係機関と連携を図ります。

## (5) 相談支援体制の充実・強化等

### 国の基本指針（考え方）

- ・各市町村又は各圏域で、総合的・専門的な相談支援の実施及び相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

### 埼玉県の考え方

#### 国基本指針のとおり

#### 市の考え方

- 日常生活の悩みや不安、さまざまな制度やサービスの利用、申請の援助など、総合的なワンストップ窓口として障害者総合相談支援センターを設置しています。様々な障害福祉サービスや資源とも連携し、総合的・専門的な相談支援や地域の相談支援体制の充実を図ります。

項目	数値目標（成果目標）
総合的・専門的な相談支援	実施
相談支援事業者への専門的な指導・助言	実施
相談支援事業者の人材育成の支援	実施
相談機関との連携強化の取組	実施
総合相談支援センター等の体制整備	実施

#### 【目標達成のための取り組み】

- ・ 総合相談支援センター相談機能、地域の相談支援機関の役割と連携方法を整理するとともに、適切に相談員を配置し、相談支援体制の充実を図ります。
- ・ 様々な相談機関がある中で、アンケート結果からは、「どこに何を相談したらよいかわからない」という声も示されています。各機関の役割を明確にし、周知・啓発を行います。
- ・ 地域の相談支援機関に対しては、困難事例に対するバックアップや研修等による人材育成の支援などを実施し、より相談支援体制の強化を図ります。

#### 【提供体制の整備見込量】

項目名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業者に対する指導・助言件数	件	10件	11件	12件
人材育成の支援件数	件	2回	2回	2回
連携強化の実施回数	回	24回	24回	24回

## (6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 国の基本指針（考え方）

- ・各都道府県や各市町村において、サービスの質を向上させるための体制を構築する。

### 埼玉県の考え方

国基本指針のとおり

#### 市の考え方

- 利用者にとって真に必要とされるサービスが提供できるよう、各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有などを事業所に対して働きかけ、サービス等の質の向上に継続的に取り組みます。

項目	数値目標（成果目標）
障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組	実施
障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証	実施
障害福祉サービス等の質の向上へ向けた体制の構築	実施

#### 【目標達成のための取り組み】

- ・利用者一人ひとりの状況やニーズに的確に対応できるよう、質の高い支援を安定的に継続することが求められています。
- ・県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修へ市職員の参加に努めます。
- ・市や県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修へ市内サービス提供事業所職員の参加を促進します。
- ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、その結果を活用して事業所と共有する機会を設けます。
- ・障害福祉サービス提供事業所に対し、定期的・継続的に第三者評価機関による評価を受けるよう、普及啓発を行います。

#### 【提供体制の整備見込量】

項目名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障害福祉サービスに係る研修への参加人数	人	5人以上	5人以上	5人以上
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有体制の指導・実施	回	1回以上	1回以上	1回以上

## 2 障害福祉サービス等の見込量と確保策

・本市は、令和5年度の目標値の達成に向けて、過去の障害福祉サービス等の利用の伸び率等や、新たなサービス対象者等を勘案しつつ、令和3年度から令和5年度の各年度における見込量を設定し、その確保に努めていきます。

### (1) 訪問系サービス

#### 【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び重度の知的・精神障害者で常に介護を必要とする人に、自宅や病院等で入浴、排せつ、食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出するときに、必要な視覚的情報の支援、外出先での排せつ、食事等の支援を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動に著しい困難を有する人が外出するときに、危険を回避するために必要な支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

#### 【サービス見込量（1か月あたり）】

サービス名	単位	令和元年度 (実績値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間数	13,147	13,634	14,326	15,067
	人数	525	552	580	610
重度訪問介護	時間数	3,444	3,900	4,800	5,700
	人数	10	13	16	19
同行援護	時間数	1,151	1,112	1,195	1,278
	人数	62	67	72	77
行動援護	時間数	1,266	1,200	1,200	1,200
	人数	70	70	70	70
重度障害者等包括支援	時間数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0



※各年度のサービス見込量について

- ①「時間数」…過去の実績に基づく平均的な1か月あたりのサービス利用時間数を見込人数に乗じて算出しています。
- ②「人数」…令和元年度の実績値及び過去の実績値の伸び率等により算出した利用人数としています。

#### 【見込み量を確保するための方策】

- ・ 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）は、居宅における生活を支える基本となるサービスであり、介助・援助者の高齢化や入院中の精神障害者・施設入所者の地域移行等から、利用意向はますます高まっていくと考えられます。
- ・ 本市における訪問系サービスの利用者数や利用量は増え続けており、今後も増加傾向は続くことが予測されます。
- ・ 事業者への説明会等により、サービス需要の増大についての情報提供に努め、多様な事業者の参入を促進し、継続的にサービス提供事業者の確保を図ります。
- ・ 訪問系サービスにおける従業者の資質向上に向けて、介護福祉士、実務研修修了者等の資格の取得を促進します。

## (2) 日中活動系サービス

### 【サービスの概要】

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	対象：身体障害者 身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援等を行います。
自立訓練（生活訓練）	対象：知的障害者・精神障害者 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援等を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供する就労継続支援 A 型事業と雇用契約を結ばない就労継続支援 B 型事業があります。
就労定着支援	一般就労へ移行した人に、就労や就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問等により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した方が対象）
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込量（1か月あたり）】

サービス名	単位	令和元年度 (実績値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日分	13,235	13,475	13,869	14,283
	人数	664	684	704	725
自立訓練 (機能訓練)	人日分	52	67	67	80
	人数	4	5	5	6
自立訓練 (生活訓練)	人日分	365	371	371	371
	人数	29	29	29	29
就労移行支援	人日分	2,454	2,838	3,053	3,234
	人数	151	172	185	196
就労継続支援 (A型)	人日分	2,482	2,578	2,703	2,828
	人数	137	144	151	158
就労継続支援 (B型)	人日分	6,217	6,408	6,673	6,939
	人数	371	386	402	418
就労定着支援	人数	37	55	65	75
療養介護	人数	37	38	39	41
短期入所 (福祉型)	人日分	821	862	905	950
	人数	105	110	115	120
短期入所 (医療型)	人日分	142	133	140	148
	人数	18	18	19	20

※各年度のサービス見込量について

- ①「人日分」…過去の実績に基づく平均的な1か月あたりのサービス利用時間数を見込人数に乗じて算出しています。
- ②「人数」…令和元年度の実績値及び過去の実績値の伸び率等により算出した利用人数としています。

【見込み量を確保するための方策】

- ・ 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所）は、年々利用者が増加しています。
- ・ 短期入所の拡充については、既存のグループホーム事業者及び医療機関等に対して、必要な情報の提供を行い、整備が促進されるよう検討します。
- ・ 様々なサービスの提供ができるように、従来の事業者だけでなく、幅広く多様な事業者に参加してもらえるように努めます。
- ・ 市内において各種サービスの提供が確保できるよう、事業者等への説明会を開催し、必要な情報を提供する等の総合的な支援を行うことで連携・協力を図っていきます。
- ・ 重度重複障害者及び重症心身障害児者（医療的ケア児者）が必要とする障害者の日中活動の場の確保については、車椅子を使用している障害者及び医療的ケ

アを必要とする障害者に対応できる施設を充実させるために、施設等の整備に係る既存制度を周知し、整備が促進されるよう努めます。

### (3) 居住系サービス

#### 【サービスの概要】

サービス名	内容
自立生活援助	障害者支援施設や共同生活援助（グループホーム）等を利用していた障害のある人で一人暮らしを希望する人に対し、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために必要な助言や医療機関等との連絡調整など、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要がある方には、介護サービスも行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日における、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### 【サービス見込量（1か月あたり）】

サービス名	単位	令和元年度 (実績値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人数	0	2	2	2
内、精神障害者の自立生活援助	人数		2	2	2
共同生活援助	人数	191	233	255	280
内、精神障害者の共同生活援助	人数		78	80	82
施設入所支援	人数	293	293	293	293

※各年度のサービス見込量について

・「人数」…令和元年度の実績値及び過去の実績値の伸び率等により算出した利用人数としています。

#### 【見込み量を確保するための方策】

- ・ 自立生活援助及び共同生活援助については、国の基本指針に基づき、精神障害者の精神科病院等から地域生活へ移行する人を考慮しています。
- ・ 自立生活援助については、福祉施設から地域生活へ移行する人を考慮しています。（1 成果目標（1）「福祉施設の入所者の地域生活への移行」を参照）
- ・ 今後も引き続き自己選択・自己決定による地域移行を進めていきます。そのためには、住まいの場としてのグループホームが特に重要であると考えられることから、車椅子を使用する身体障害者や重度の障害者が利用できるように、バリアフリー化したグループホームの創設等が促進され、障害者が地域において共同して自立した生活を営むことができるよう努めます。

- ・ 施設入所支援については、本市の入所待機者数の増加等の実情を踏まえ、国基本方針に定める施設入所者数の削減に係る数値目標は設定していません。

#### (4) 相談支援

##### 【サービスの概要】

サービス名	内容
計画相談支援	障害のある人が障害福祉サービス等を利用する際に、サービス等利用計画などを作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリングを行います。
地域移行支援	施設入所や入院等をしている障害のある人に対して、住居の確保や、地域生活への移行等について、相談などの必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている障害のある人や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害のある人に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡・相談などの支援を行います。

##### 【サービス見込量（1か月あたり）】

サービス名	単位	令和元年度 (実績値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人数	1,499	1,538	1,577	1,616
地域移行支援	人数	3	4	4	4
内、精神障害者の 地域移行支援	人数		4	4	4
地域定着支援	人数	2	3	3	3
内、精神障害者の 地域定着支援	人数		3	3	3

※各年度のサービス見込量について

- ・「人数」…令和元年度の実績値及び過去の実績値の伸び率等により算出した利用人数としています。

##### 【見込み量を確保するための方策】

- ・ 地域移行支援又は地域定着支援については、国の基本指針に基づき、精神障害者の精神科病院等から地域生活へ移行する人を考慮しています。
- ・ 計画相談支援を提供する指定特定相談支援事業者及び地域相談支援を提供する指定一般相談支援事業者の確保に努めます。
- ・ 指定特定・一般相談支援事業者の情報提供、相談支援従事者の質の向上等を図ります。
- ・ 提供体制の整備と併せて、地域自立支援協議会での検討を踏まえ、相談支援体制のさらなる充実を図ります。

## (5) 地域生活支援事業

### 【事業の概要】

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して障害のある人に対する理解を深めるための研修や啓発
自発的活動支援事業	障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
相談支援事業	障害のある人やその保護者等からの福祉に関する相談に応じ、必要な情報提供等。また、地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言等による相談支援機能の強化。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者又は精神障害者であり、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人について、後見人等の報酬等の経費の一部について助成を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を実施
意思疎通支援事業	障害により意思疎通を図ることに支障のある人に、手話通訳や要約筆記等により、意思疎通を支援
日常生活用具給付等事業	障害のある人に対し、日常生活用具を給付することで、日常生活の便宜を図ります。
手話通訳者養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援
地域活動支援センター事業	地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与
障害児等療育支援事業	在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活支援
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者・要約筆記者等の養成研修
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	市町村での派遣が困難な場合などの手話通訳者・要約筆記者等の派遣
精神障害者地域生活支援広域調整会議等事業	精神障害者の自立した地域生活に係る広域調整



【事業の量の見込み】

事業名	令和元年度 (実績値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	
相談支援事業					
障害者相談支援事業	実施	実施	実施	実施	
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	実施	
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施	実施	
成年後見制度利用支援事業 ※実利用件数	20件	25件	30件	35件	
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	実施	
意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用件数	71件	76件	81件	87件	
手話通訳者設置事業	1箇所2人	1箇所2人	1箇所2人	1箇所2人	
日常生活用具給付等事業 給付等件数 (年間)					
介護・訓練支援用具	21件	21件	21件	21件	
自立生活支援用具	55件	63件	67件	72件	
在宅療養等支援用具	48件	52件	54件	56件	
情報・意思疎通支援用具	59件	72件	80件	89件	
排泄管理支援用具	6,168件	6,544件	6,740件	6,942件	
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	8件	15件	20件	27件	
手話奉仕員養成研修事業 ※養成講習修了人数	21人	25人	25人	25人	
移動支援事業	実利用者数	232人	232人	232人	232人
	延利用見込時間	15,420時間	13,917時間	13,221時間	12,560時間
地域活動支援センター	市内センター利用	5箇所(135人)	5箇所(120人)	4箇所(107人)	4箇所(107人)
	市外センター利用	1箇所(1人)	1箇所(1人)	1箇所(1人)	1箇所(1人)
障害児等療育支援事業	実施	実施	実施	実施	
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 ※実養成講習修了者人数					
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	11人	23人	24人	25人	
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	2人	2人	2人	2人	
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 ※実利用件数					
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	—	2人	2人	2人	
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	25件	27件	29件	31件	
精神障害者地域生活支援広域調整会議等事業	—	—	—	1回	

### 【見込み量を確保するための方策】

- ・『理解促進研修・啓発事業』については、障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則に基づき、障害者差別解消法や障害者虐待防止法等に関する取り組みを行っていくことが必要です。行政機関等における合理的配慮や市職員への研修、広報・啓発活動の推進等により理解の促進を図ります。
- ・『自発的活動支援事業』については、広聴活動の充実や、市民が市の政策形成過程へ参加する機会の増加に努めます。また、障害者団体、家族会等が行う自主的な活動を支援します。
- ・『相談支援事業』については、障害のある方やご家族が安心して生活できるよう、川越市障害者総合相談支援センターにおいて、生活相談、就労相談、基幹相談を実施します。
- ・『成年後見制度利用支援事業』は、判断能力の十分でない高齢者や障害のある人が地域で安心して暮らしていくために必要です。市長申立て等により、成年後見制度利用支援事業の充実を図ります。
- ・『意思疎通支援事業』について、聴覚や言語機能などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障のある人の意思疎通を支援するため、手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業等の充実を図ります。
- ・『日常生活用具給付等事業』について、重度障害者等の日常生活がより円滑に行われるよう、用具の購入等に係る費用の支給を充実します。
- ・『手話奉仕員養成研修事業』については、手話講習会の充実を図ることにより、手話通訳者の養成の充実を図ります。
- ・『移動支援事業』は、障害のある人の社会生活上不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のために必要です。福祉タクシー等移動手段の充実、盲人ガイドヘルパー等の外出支援等により、外出や移動支援の充実に取り組みます。
- ・『地域活動支援センター』において、障害のある人の日中活動の場を充実します。
- ・『障害児等療育支援事業』については、より身近な地域での療育機能の充実を図ります。
- ・『専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業』については、聴覚障害者、言語機能障害者等のコミュニケーションを保障するため、手話通訳者、要約筆記者盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修について充実を図ります。
- ・『専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業』については、聴覚障害者、言語機能障害者等の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者等を派遣します。
- ・『精神障害者地域生活支援広域調整会議等事業』については、保健、医療、福祉の関係者による協議の場において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築についての検討・調整を行います。

## 第6章 障害児福祉サービス等の見込量

### 1 障害児福祉サービスの成果目標

#### (1) 障害児支援の提供体制の整備等

##### 国の基本指針（考え方）

- ・全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。
- ・各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

##### 埼玉県の考え方

##### 国基本指針のとおり

##### 市の考え方

- 平成31年4月に開設した川越市児童発達支援センターにおいて、地域における療育支援体制の充実に努めます。また、保育所等訪問支援及び重症心身障害児に対応した児童発達支援や放課後等デイサービスは市内に2カ所あり、引き続き提供体制の確保及び安定に努めます。
- 医療的ケア児支援について、引き続き検討していきます。

項目	数値目標（成果目標）
児童発達支援センターの設置	1カ所
保育所等訪問支援の実施	必要カ所の全数
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	3カ所 (児童発達支援 1 放課後等デイサービス 2)
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	5人

### 【目標達成のための取り組み】

- ・ 児童発達支援センター、子育て支援センター、地域自立支援協議会とも連携しながら、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場について検討します。またその中で、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置についても検討していきます。
- ・ 子どもの発達に課題や不安を持つ保護者が増えていることから、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保していきます。
- ・ また、障害児・者を持つ家族の不安解消を図り、適切な相談支援を行うため、ペアレントメンターの養成支援を行います。

項目	活動指標（令和5年度）
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム受講者数	●人
ペアレントメンターの人数	●人
ピアサポート活動への参加人数	●人

埼玉県に確認中

### 《ペアレントメンター》

障害児（者）の子育て経験のある親で、その経験を生かし、こどもが障害の診断を受けて間もない親などに対し、助言や相談を行う者。

## 2 障害児通所支援の見込量と確保策

・本市は、令和5年度の目標値の達成に向けて、過去の障害児通所支援サービス等の利用の伸び率等や、新たなサービス対象者等を勘案しつつ、令和3年度から令和5年度の各年度における見込量を設定し、その確保に努めていきます。

### 【事業の概要】

事業名	内容
児童発達支援	障害のある未就学児に対して、日常生活における基本動作の指導や、知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能に障害のある子どもに対して、日常生活における基本動作の指導や、知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練等の支援や治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、学校教育と相まって自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	障害のある子どもが通う保育所等に訪問し、子どもや職員に対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度障害のある子どもで、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な場合に、居宅を訪問して児童発達支援を行います。
福祉型障害児入所支援	障害児（発達障害を含む）が入所し保護を受けながら、地域・家庭での生活に必要な日常生活の指導などを受けます。
医療型障害児入所支援	障害児（発達障害を含む）が入所し保護を受けながら、地域・家庭での生活に必要な日常生活の指導などを受けます。「医療型」では福祉サービスに併せて治療も行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する際の利用計画の作成から、利用後のモニタリングを一定期間ごとに行うなどの支援を行います。
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案し、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

【事業の量の見込み（1か月あたり）】

サービス名	単位	令和元年度 (実績値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日分	2,009	2,519	2,787	3,108
	人数	211	226	236	245
医療型児童発達支援	人日分	0	0	0	25
	人数	0	0	0	2
放課後等デイサービス	人日分	6,272	8,145	9,278	10,572
	人数	487	575	631	688
保育所等訪問支援	人日分	1	2	6	10
	人数	1	1	3	5
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	0	0	25
	人数	0	0	0	2
福祉型障害児入所支援	人数	後日埼玉県の数値を確認後、反映予定			
医療型障害児入所支援	人数				
障害児相談支援	人数	217	332	447	569
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	実人数	後日埼玉県の数値を確認後、反映予定			

※各年度のサービス見込量について

- ①「人日分」…過去の実績に基づく平均的な1か月あたりのサービス利用時間数を見込人数に乗じて算出しています。
- ②「人数」…令和元年度の実績値及び過去の実績値の伸び率等により算出した利用人数としています。

【見込み量を確保するための方策】

- ・ 市内で支援が受けられ、どの障害にも対応できるようにするとともに、引き続き、障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、相談支援事業等との連携を図り、基盤の整備、質の確保に努めます。
- ・ 障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへの支援の移行に当たっては、円滑な移行が行われるよう、市と県との緊密な連携を図っていきます。
- ・ 発達障害のある児童に対しては、保育所や認定こども園、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう連携し、支援体制の強化を図ります。
- ・ 障害児のニーズに応じて、「川越市子ども・子育て支援事業計画」と連携を図り、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害のある児童が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児への支援に努めます。

### 3 障害児の子ども・子育て支援等

調査中のため、後日反映予定

※障害児の人数

施設名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込量	提供体制	見込量	提供体制	見込量	提供体制
幼稚園 (1)	人	人	人	人	人	人
保育所	人	人	人	人	人	人
認定こども園	人	人	人	人	人	人
特定地域型保育事業 (2)	人	人	人	人	人	人
認可外 (地方単独事業) (3)	人	人	人	人	人	人
放課後児童健全育成事業 (4)	人	人	人	人	人	人

- (1)私学助成の対象である幼稚園を含む。  
 (2)小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育。  
 (3)地方自治体が一定の基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設。  
 (4)子ども・子育て支援法第59条に定める当該事業の「実人数」を記載。

## **第7章 計画の推進**

### **第1節 計画の推進のために**

本計画を推進していくためには、市と市民、事業者、関係機関の協働が欠かせないものとなります。また、計画に基づいて各種施策を実施してだけでなく、実施後の評価・改善を行い、さらに次の計画に反映していく仕組みを整えていく必要があります。

#### **1 障害のある人のニーズの把握と反映**

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障害のある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握と反映に努めます。

#### **2 地域社会の理解促進**

社会福祉協議会とも連携し、市民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

また、庁内においても、すべての職員が障害のある人に配慮し、適切に対応できるよう、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、職員の障害福祉に関する知識と意識を高めていきます。



## 第2節 推進体制の整備

### 1 川越市障害者施策審議会の運営

学識経験者、社会福祉関係団体の代表者、障害者団体の代表者、市民の代表者等によって構成される川越市障害者施策審議会において、本計画の進捗状況や関連の情報を把握・評価しながら計画の推進を図っていきます。

### 2 庁内体制の整備

庁内においては、関係各課における川越市障害者計画等幹事会及び各課の実務担当者による川越市障害者計画等策定プロジェクトチームを組織し、全庁的な体制のもとで本計画の進捗状況や関連情報の把握と評価を行いつつ、計画の推進を図っていきます。

### 3 地域ネットワークの強化

市民や関連機関との連携により、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、医療機関、教育機関、雇用関係、施設関係、市民等のさまざまな立場からの参画を得て開催されている川越市地域自立支援協議会と連携し、地域ネットワークの強化や市内の地域資源の改善・活用、地域関係機関の連携のあり方等について検討していきます。

### 4 国・県との連携

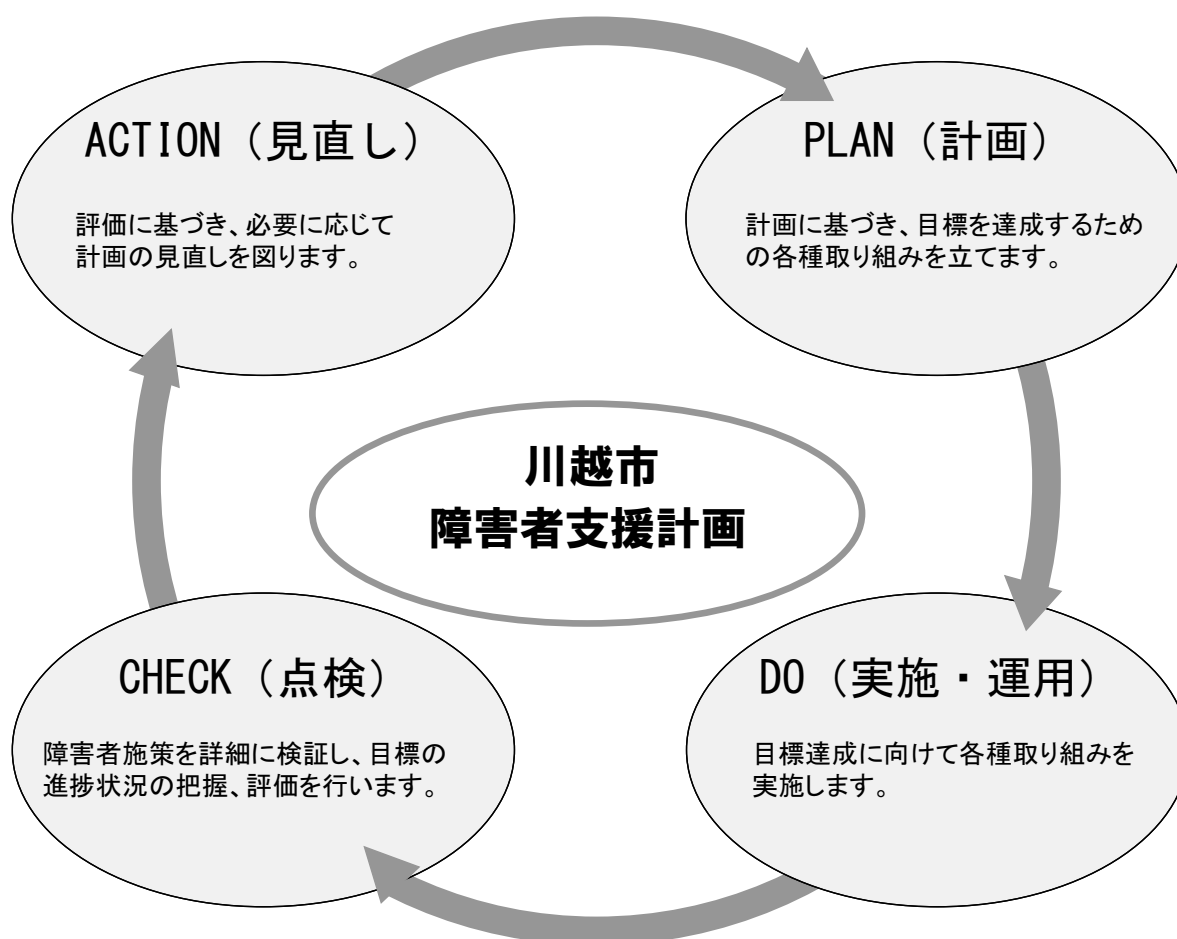
障害のある人の地域生活を支えるさまざまな施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。このため、国や県の新しい動向を注視しつつ、密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。

### 第3節 計画の進捗状況の点検と評価

計画策定後は各年度において、各種施策及びサービスの見込量等の進捗状況を点検、評価し、その結果に基づいて次期計画を策定していくPDCAのサイクルが必要です。

令和3年度以降の見込量については、適切に実績を把握し、進捗状況等の分析及び評価を行います。なお、市においては、川越市障害者計画等策定プロジェクトチーム等を組織し、計画の進捗状況の点検と評価を行います。また、進捗状況の評価に際しては、施策ごとの指標及び実施状況と問題点を参考に把握していきます。

<PDCA サイクルのイメージ>



《《《 障害者のシンボルマーク 》》》

	<p><b>障害者のための国際シンボルマーク</b>                  (公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会)                  このマークは、障害のある人々が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通の国際シンボルマークです。</p>
	<p><b>盲人のための国際シンボルマーク</b> (世界盲人連合)                  このマークは、世界盲人連合(Wbu)が定めた世界共通の国際シンボルマークです。</p>
	<p><b>耳マーク</b> ((一社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)                  このマークは、聴覚障害を示す耳が図案化されたもので、(一社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会などが提唱しています。</p>
	<p><b>「ハート・プラス」マーク</b>                  (内部障害者・内臓疾患の暮らしについて考えるハート・プラスの会)                  このマークは、心臓疾患などの内部障害があることを示すシンボルマークで、内部障害者・内臓疾患の暮らしについて考えるハート・プラスの会が提唱しています。</p>
	<p><b>オストメイトマーク</b> (公益社団法人日本オストミー協会)                  このマークは、オストメイト (人工肛門・人工膀胱を保有する方) を示すシンボルマークで、社団法人日本オストミー協会が提唱しています。</p>
	<p><b>身体障害者補助犬 (ほじょけん) 啓発マーク</b>                  (厚生労働省「いろいろな場所で会おうね。ほじょ犬」)                  このマークは、補助犬を啓発するために、補助犬を受け入れる店の入り口などに貼るマークです。補助犬とは、身体障害者補助犬法で定められた「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の3種類を言います。</p>
	<p><b>身体障害者標識 (四つ葉のクローバマーク)</b> (各警察署 交通安全協会)                  このマークは、肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。</p>
	<p><b>聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)</b> (各警察署 交通安全協会)                  このマークは、政令で定める程度の聴覚障害者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。</p>

「修正中」手話マーク、筆談マーク、ヘルプマークなどを加えます

# 資料編

## 1 川越市障害者施策審議会条例

(設置)

第一条 本市は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第三十六条第四項の規定に基づき、川越市障害者施策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 社会福祉関係団体の代表者
- 三 障害者団体の代表者
- 四 前三号に掲げる者のほか、市内に住所を有し、市内に存する事務所若しくは事業所に勤務し、又は市内に存する学校に在学する者

(任期)

第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、福祉部障害者福祉課において処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（※）
- 2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第三条第一項の規定にかかわらず、平成二十七年七月三十一日までとする。

(※平成 26 年 6 月 25 日公布)

## 2 川越市障害者施策審議会名簿

(任期：平成30年8月～令和3年7月) ※ 下記の名簿は令和2年9月1日現在

◎会長 ○副会長

No	区分	所属・職	氏名
1	学識経験者	川越市医師会会長	○ 藤田 龍一
2		川越市歯科医師会理事	望 月 司
3		十文字学園女子大学人間生活学部教授	◎ 佐 藤 陽
4		東京国際大学副学長	松本 すみ子
5		尚美学園大学総合政策学部准教授	大西 麗衣子
6	社会福祉関係団体	川越公共職業安定所上席職業指導官	島 村 健 幹
7		埼玉県立川越特別支援学校教頭	森 田 章 子
8		川越市社会福祉協議会事務局長	佐 藤 敦 弘
9		川越市民生委員児童委員協議会連合会理事	大 野 一 美
10		川越市障害者福祉施設連絡協議会会長	大 畠 宗 宏
11		社会福祉法人ともいき会理事長	大 野 操
12		特定非営利活動法人サポートあおい理事	樽 角 才 次
13	障害者団体	川越市障害者団体連絡協議会会長	山 田 誠 次
14		川越市やまぶき会会長	岸 澤 マサ子
15		障害者の生活と権利を守る川越市民の会会長	大 平 義 次
16		川越市視覚障害者福祉協会理事	内 藤 夏 子
17		川越市聴覚障害者協会福祉対策部長	速 水 千 穂
18	市民代表	公募	鈴 木 光 雄
19		公募	山 下 順 子
20		公募	高 橋 至

### 3 川越市障害者計画等幹事会設置要綱

(設置)

第1条 川越市障害者計画等（以下第5条において「計画等」という。）の策定及び推進に関し、総合的な検討を行うため、川越市障害者計画等幹事会（以下第2条及び第3条第1項において「幹事会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、次に掲げる事項を調査、検討する。

- (1) 障害者計画の策定及び推進に関する事項
- (2) 障害福祉計画の策定及び推進に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 幹事会は、座長、副座長及び幹事をもって組織する。

2 座長は、福祉部長の職にあるものを、副座長は、福祉部障害者福祉課長の職にあるものをもって充てる。

3 幹事は、別表に掲げる職にある者の職員をもって組織する。

(会議)

第4条 会議は、座長が招集する。

2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 座長は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、説明または意見を聴くことができる。

(川越市障害者計画等策定プロジェクトチーム)

第5条 計画等の策定についての具体的な事項を検討するため、川越市障害者計画等策定プロジェクトチームを置く。

2 プロジェクトチームに関し、必要な事項は別に定める。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、福祉部障害者福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

広報室長、防災危機管理室長、政策企画課長、財政課長、職員課長、広聴課長、防犯・交通安全課長、スポーツ振興課長、福祉推進課長、指導監査課長、地域包括ケア推進課長、高齢者いきがい課長、介護保険課長、こども政策課長、こども家庭課長、保育課長、療育支援課長、保健医療推進課長、高齢・障害医療課長、保健予防課長、健康管理課長、健康づくり支援課長、雇用支援課長、都市景観課長、交通政策課長、公園整備課長、建築指導課長、道路環境整備課長、建築住宅課長、教育財務課長、地域教育支援課長、中央公民館長、中央図書館長、教育センター所長、選挙管理委員会事務局長

## 4 川越市障害者計画等策定プロジェクトチーム要綱

(設置)

第1条 川越市障害者計画等の策定及び推進に関し、具体的な事項を検討するため、川越市障害者計画等策定プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 障害者計画の障害福祉施策に関する事項
- (2) 障害福祉計画の障害福祉施策に関する事項

(組織)

第3条 プロジェクトチームは、別表に掲げる川越市障害者計画等の策定に関し施策を担当する課の職員をもって組織する。

(リーダー等)

第4条 プロジェクトチームのリーダーは福祉部障害者福祉課長とし、サブリーダーは、リーダーが指名する。

2 リーダーはプロジェクトチームを掌理し、サブリーダーはリーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

(グループ)

第5条 プロジェクトチームは、障害者計画に定める基本目標に関する事項を協議するため、基本目標ごとにグループを置く。

2 グループは、障害者計画に定める基本目標ごとに施策を担当する課の職員をもって組織する。

(会議)

第6条 プロジェクトチーム会議は、リーダーが招集する。

2 リーダーは、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 プロジェクトチームの庶務は、福祉部障害者福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月26日から適用する。

別表（第3条関係）

広報室、防災危機管理室、政策企画課、財政課、職員課、広聴課、防犯・交通安全課、スポーツ振興課、福祉推進課、指導監査課、障害者福祉課、地域包括ケア推進課、高齢者いきがい課、介護保険課、こども政策課、こども家庭課、保育課、療育支援課、保健医療推進課、ふれあい歯科診療所、高齢・障害医療課、保健予防課、健康管理課、健康づくり支援課、雇用支援課、都市景観課、交通政策課、公園整備課、建築指導課、道路環境整備課、建築住宅課、教育財務課、地域教育支援課、中央公民館、中央図書館、教育センター、選挙管理委員会事務局

## 5 策定経過

No.	開催日等	会議名等	協議内容
1	令和元年 9月～10月	障害者福祉に関するアンケート調査の実施	—
2	令和2年 4月16日(木) ～4月28日(火)	現行計画に掲げる180施策の進捗状況調査	—
3	5月20日(水)	第1回障害者施策審議会	川越市障害者支援計画の策定について (次期計画策定にあたっての進め方について)
4	6月17日(水) ～25日(木)	令和元年度障害者計画施策進捗状況の校正	プロジェクトチームメンバーによる施策の進捗状況等の内容確認及び校正
5	7月15日(水)	第2回障害者施策審議会	川越市障害者支援計画の策定について (重点施策及び施策の展開)
6	7月22日(水)	次期川越市障害者支援計画(素案)の確認	プロジェクトチームメンバーによる次期川越市障害者支援計画(素案)の確認
7	7月29日(水)	第1回障害者計画等幹事会	川越市障害者支援計画(素案)について
8	8月19日(水)	第3回障害者施策審議会	川越市障害者支援計画について(素案の検討について)
9	10月6日(火)	第4回障害者施策審議会	川越市障害者支援計画について(素案について)
10	11月～12月	パブリックコメントの実施	—
11	1月上旬	第2回障害者計画等幹事会	川越市障害者支援計画について(最終案の確認)
12	令和3年 1月12日(火)	第5回障害者施策審議会	川越市障害者支援計画について(最終案について)



## 6 用語説明

あ

### ICF (p29)

WHO（世界保健機関）が 2001 年に定めた生活機能と障害の分類。(International Classification of Functioning, disability and health)「生活機能」とは「人が生きることの全体像」を示すもので、「心身機能・身体構造」（生物レベル）、「活動」（個人レベル）、「参加」（社会レベル）の 3 つのレベルから成り、生活機能に何らかの理由で問題・困難が生じた状態が ICF 分類上の「障害」となります。

### アウトリーチ (p33、37、39)

積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。

### アクセシビリティ (p7、8、10、12、81、83)

年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

### 医療的ケア (p101、117、121)

医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療行為。

### インクルーシブ (p6)

すべての人々を援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念のこと。

### ウェブアクセシビリティ (p83)

ウェブ（インターネット上で標準的に用いられている、文書の公開・閲覧システム）を利用するすべての人が、年齢や身体的制約、利用環境等に関係なく、ウェブで提供されている情報に問題なくアクセスし、機能を利用できること。

### ADHD（注意欠如/多動性障害） (p74)

Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略。単調な作業が長時間できない、忘れっぽい、些細なミスをする、考えずに行動する、落ち着きがないなど、注意力散漫・衝動性・多動性の行動がみられる。

### LD（学習障害） (p74)

Learning Disabilities の略。全般的な知能水準や身体機能に障害はみられないが、聞く、話す、読む、計算するなどの特定の能力の習得や使用に著しい困難を示すさまざまな障害の総称。

### 音訳者 (p76)

障害や高齢等の理由により、活字による読書が困難な利用者のために、活字の図書や雑誌等の音声化に携わる者。図書館では、対面朗読や録音資料の製作等の活動を行っている。

か

### 川越市就学支援委員会 (p73)

幼児児童生徒の障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みをとることが適当であるとされている。川越市では、その役割を担っているのが、「川越市就学支援委員会」である。

### 川越地域雇用対策協議会 (p53、78)

川越地域の事業主団体及び事業主、川越公共職業安定所管内の各市、商工会議所などから構成されている協議会。地域の雇用経済の安定確保を図ることを目的としており、一般雇用対策および若年者、新規学校卒業者の雇用対策などを事業として行っている。

### 基幹相談支援センター (p49、51、59、60、71、105、106、122、123、126)

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業、法に基づく各種相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設。

### 共生型サービス (p3、7、100)

高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉の制度の両方に位置付けられた制度。障害福祉サービス事業所等であれば、介護保険事業所の指定も受けやすくなる（逆も同じ）という制度。

#### 共生社会 (p1、3、50)

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができ、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。

#### 共同生活援助（グループホーム）

(p19、20、43、44、45、49、52、89、104、110、112、118、126)

障害のある人が共同生活を行う住居で、主に夜間において相談や日常生活上の援助を行うこと。

#### 居宅介護（ホームヘルプ） (p99、100、115、125)

居宅において入浴や排せつ、食事などの介護などを行うこと。

#### 緊急通報システム (p92)

急病や災害時の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、一人暮らしの重度身体障害者等に貸与する機器。身につけることも可能で、簡単な操作で緊急事態を自動的に消防本部などの受信センター等に通報できるもの。

#### 計画相談支援 (p105、119、126)

障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行う。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行う。

#### 健康寿命 (p63)

65歳に達した人が健康で自立した生活をおくることができる期間のことで、具体的には介護保険制度の「要介護2」以上の認定を受けずに生活できる期間のこと。

#### 高機能自閉症 (p74)

社会性、コミュニケーション、こだわり等の行動面に障害を持つ自閉症のうち、知的な遅れを伴わないもの。

#### 高次脳機能障害 (p8、20、64、65、99、106、111)

脳の一部が損傷を受けたことで脳に生じた後遺症のこと。記憶障害や注意障害といった認知障害や、社会的な行動障害などをきたす。

#### 行動援護 (p44、84、115、125)

知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに生じるおそれのある危険を回避するために必要な援助や外出時の移動中の介護などを行うこと。

#### 校内就学支援委員会 (p73)

障害のある児童生徒の就学相談や就学指導を円滑に進めるために設けられた組織。校内の児童生徒一人一人が望ましい学習状態にあるか否かが検討され、指導方法などが工夫されるという学校態勢の中で、障害の疑いがある児童生徒の把握に努め、学級担任などの報告資料に基づいて適切な就学について検討する役割をもつ。

#### 合理的配慮 (p2、3、7、8、29、32、34、35、37、47、49、54、127)

行政機関等及び事業者が、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないもの。

#### コミュニティソーシャルワーク (p96)

地域において、支援を必要とする人の生活圏や地域とのつながり等を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見し、又は創出して、支援を必要とする人に結びつけたり、公的制度との関係調整を行ったりする活動。

さ

#### 埼玉県福祉のまちづくり条例 (p86、90)

ノーマライゼーション、バリアフリーの理念のもと福祉のまちづくりを進め、高齢者、障害者をはじめとするすべての県民が安心して生活し、かつ、等しく社会参加することができる豊かで住みよい地域社会の実現に寄与しようということを目的とする、埼玉県の条例。福祉のまちづくりを進める具体的な方策として、高齢者、障害者等が円滑に利用できる生活関連施設の整備の促進等を図るため、施設のバリアフリー化整備の基準（整備基準）の遵守を定めるとともに、生活関連施設の整備に当たっての届出の手続きなどを定めています。

#### 自主防災組織（p94）

防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織。

#### 施設入所支援（p118）

施設に入所する障害のある人に、主として夜間において入浴、排せつ、食事の介護などを行うこと。

#### 施設パンフレット（p83）

川越市内の障害者施設を紹介するために作成されたパンフレット。「働く場・日中活動の場」「生活の場」「相談・支援の場」「その他」の区分ごとに施設を紹介している。

#### 指定難病医療給付（p14、18、20）

指定難病の治療を受けている人が、指定医療機関で保険診療を受けた際の自己負担分の医療費の一部または全部を、県が公費負担する制度。

#### 児童発達支援（p119,120）

発達や言葉の遅れがみられる未就学児と家族を対象に、集団や個別で実施する相談、指導、訓練などの便宜を提供すること。

#### 自閉症・情緒障害特別支援学級（p72,73）

自閉症者（言語の理解と使用や場に応じた適切な行動などが困難）・情緒的障害者（情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態）の幼児児童生徒で編成している学級。

#### 社会モデル（p7、29）

障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、個人の心身の機能に起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする考え方。

#### 重度障害者等包括支援（p115、125）

常に介護が必要な人で、介護の必要度が著しく高い人に、居宅介護などのサービスを包括的に提供すること。

#### 重度重複障害者（p52、100、101、102、125）

主に次の3つの場合の障害を持つ者をいう。①盲・ろう・知的障害・肢体不自由・病弱の各障害を2つ以上あわせ持つ者。②発達の側面からみて、精神発達の遅れが著しい等、自他の意思の交換及び環境への適応が著しく困難であって、日常生活において常時介護を必要とする者。③行動的側面からみて、多動傾向、自傷行為、自閉性、その他の問題行動が著しく、常時介護を必要とする者。

#### 重度訪問介護（p115、125）

重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動中の介護を総合的に行うこと。

#### 就労移行支援（p37、49、80、113、114、116、125）

通常の事業所での就労を希望する人に、一定の期間、生産活動などを通じ、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うこと。

#### 就労継続支援（A型、B型）（p36、37、45、49、53、80、102、116、125）

通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動などを通じ、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うこと。

#### 就労定着支援（p113、117、126）

就労支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された人に、一定の期間、就労の継続を図るために事業所の事業主、福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整などを行うこと。

#### 障害者週間 (p60)

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 9 条に定められた、国民の間に広く障害への理解を深め、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するために設けられた期間（12/3～12/9）。

#### 障害者就業・生活支援センター (p36、37、53、79)

障害のある人の職業的自立を図るために、地域の関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に適応・定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う施設。

#### 障害者就労支援センター (p36、53、79、106)

障害者雇用を促進するための施設。障害のある人と事業所等の間に立ち、関係機関等との連携・協力を得て、状況に応じた支援を行う。

#### 障害者相談支援センター (p105)

障害のある人やその家族を対象に、各種相談に応じる施設。福祉サービスの利用援助・就労支援・専門機関の紹介など、障害のある人が自立した日常生活・社会生活を送るための支援を行う。

#### 障害者のしおり (p83)

障害のある人の川越市における福祉施策の概要を紹介し、日常生活での制度・サービス等の手引きとして活用するために作成されたしおり。

#### 障害者法定雇用率 (p77)

障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める障害者の割合が一定の法定雇用率以上になるよう義務付けています。（P79 参照）

#### 障害者優先調達推進法 (p36、80)

正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」といい、国や地方公共団体、独立行政法人などが、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進することにより、障害者就労施設等で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めることを目的として制定された法律。

#### 自立訓練（機能訓練、生活訓練） (p102、110、116、125)

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練などを行うこと。

#### 自立支援医療（更生・育成・精神通院） (p18、66、69)

心身の障害を除去・軽減するために、指定医療機関で行われた医療について、医療費の自己負担額の軽減を図る制度。

#### 自立支援協議会 (p45、51、78、79、105、126、130、139)

障害者相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、設置されている。

#### 自立生活援助 (p118、126)

障害者支援施設やグループホームから居宅での自立した日常生活へ移行する人に、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、相談や必要な情報の提供及び助言などを行うこと。

#### 身体障害者手帳 (p13、14、15、16、20、31、99)

身体障害者福祉法の別表に掲げる一定程度以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証明として都道府県知事等が交付するもの。

#### 身体障害者相談員 (p61、106)

身体障害者福祉法に基づいて、身体障害者の福祉の増進を図るため、身体障害者の相談に応じるとともに必要な援助を行う民間の協力者。

### 生活介護 (p36、52、80、101、102、115、125)

常に介護が必要な人に、主として昼間において施設で入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動または生産活動の機会の提供などを行うこと。

### 生活サポート事業 (p44、84)

在宅の心身障害者又は障害児の地域生活を支援し、福祉の向上及び介護者の負担軽減を図るための事業。

### 精神障害者保健福祉手帳 (p13、18、20、99)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定されたもので、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としている。精神疾患（機能障害）の程度、能力障害の程度で判定され、1級から3級までの等級がある。申請窓口は市で、県知事が交付する。認定期間は2年。

### 成年後見制度 (p25、49、50、54、56、122、123、127)

知的障害、精神障害、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。

### 全身性障害者 (p85)

肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級に該当する者であって両上肢及び両下肢の機能の障害を有する者又はこれに準ずる者。

た

### 短期入所（ショートステイ） (p43、44、99、100、101、102、117、125)

居宅において障害のある人を介護している人が病気の場合などに、施設において短期間の入所により、入浴、排せつ、食事の介護などを行うこと。

### 地域移行支援 (p110、119)

障害者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人が、地域生活に移行するための住居の確保や活動に関する相談などを行うこと。

### 地域活動支援センター (p102、122、123、128)

通所により創作的活動や生産活動の機会の提供等を行い、障害者の地域生活を支援する施設。

### 地域共生社会 (p 3、9、12、49、50、54、96)

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの生きがい、地域をともに創っていく社会。

### 地域定着支援 (p119)

居宅でひとり暮らしの障害のある人などに、常時の連絡体制を確保し、障害の特性によって生じた緊急の事態などに相談や訪問などの支援を行うこと。

### 地域包括ケアシステム (p111、128)

高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるために、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとするさまざまな支援（住まい・医療・介護・予防・生活支援）を、継続的かつ包括的に提供する仕組みのこと。

### 知的障害学級 (p72)

知的障害者（記憶、推理、判断などの知的機能の発達に遅れがみられ、社会生活などへの適応が難しい状態）の幼児児童生徒で編成している学級。

### 知的障害者相談員 (p61、106)

知的障害者福祉法に基づいて、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者の相談に応じるとともに必要な援助を行う民間の協力者。

### 通級 (p72、73)

小・中学校の通常の学級に在籍している言語障害、難聴、LD（学習障害）、ADHD（注意欠如/多動性障害）等の児童生徒に対して、各教科の指導は主として通常の学級で行いつつ、一人一人の障害に応じた特別の指導（「自立活動」及び「教科の補充指導」）を特別な教育の場で行う教育形態。

#### 同行援護（p38、45、84、115、125）

視覚障害により移動が著しく困難な人に、外出時に同行して必要な情報の提供や移動の援護などを行うこと。

#### 登録手話通訳者（p107）

川越市の行う認定試験に合格した川越市登録手話通訳者。手話通訳者派遣事業において、手続き・相談などの生活全般及び教育関係、医療関係、職業関係に関する、市内在住の聴覚障害者等の日常生活上必要な場面に派遣される。

#### 特別支援学級（p19、72、73）

①知的障害者②肢体不自由者③身体虚弱者④弱視者⑤難聴者⑥その他障害のあるものに対して、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、特別な教育課程を作成し、小集団の中で適切な指導及び必要な支援を行う学級。

#### 特別支援教育（p68、72、73）

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

### な

#### 内部障害（p14、15）

身体障害者福祉法に定める、体の内部の障害。同法では心臓機能障害、腎臓機能障害、肝臓機能障害、呼吸機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の7つを規定している。

#### 難病患者（p14、18、20、21、22、24、25、26、63、64、67、99）

「難病」とは、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。

#### 日常生活用具（p100、122、123、127）

在宅の重度の障害者及び難病等（対象疾患）による障害がある人に対し、日常生活を容易にするために給付又は貸与する用具。

#### ノーマライゼーション（p1、6、49、55、60、75）

障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考え。

### は

#### ハザードマップ（p94）

被害想定に基づき、災害の危険度や、災害時の指定緊急避難場所や主な防災関係機関等の場所が記載されている地図。川越市では、地震・洪水・内水・土砂災害のハザードマップを作成し、ホームページ等で公表している。

#### 発達障害（p8、20、34、35、51、64、65、69、71、73、99、106、111、127）

発達障害者支援法における「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠如/多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

#### パブリックコメント（p4、47、139）

市において施策等（基本的な計画、市民の権利義務に関する条例、規則など）を定める際に、施策等の案について広く市民から意見を求め、提出された意見を考慮して施策等を定める手続。

#### バリアフリー（p11、40、41、44、56、84、86、87、88、89、90、91、104、107、128）

障害のある人が社会生活をしていく上で障害（バリア）となるものを除去するという意味。

#### PDCA サイクル（p131）

計画（PLAN）→実行（DO）→評価（CHECK）→改善（ACTION）という手順を繰り返すことにより、効率的・効果的に計画を推進していくこと。

#### 福祉タクシー（p44、84、128）

申請により、タクシーの初乗運賃相当額の補助券として、福祉タクシー利用券が交付される制度。対象は身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・A、精神保健福祉手帳1級の交付を受けている人で、施設入所者は対象外。利用券は1回の乗車につき1枚使用でき、手帳を提示することで受けられる乗車運賃の1割引きの制度と併用できる。

#### 福祉的就労（p10、77、80）

一般企業での就労が困難な障害のある人が、各種の就労支援施設等で職業訓練等の支援を受けながら就労するための福祉サービス。

#### 福祉有償運送（p85）

タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できない場合に認められ、NPO 法人や社会福祉法人などが、実費の範囲内（営利とは認められない範囲）の対価により、乗車定員10人以下の自家用自動車を使用して当該法人等の会員に対して行う個別の輸送サービス。

#### 放課後等デイサービス（p74、120）

学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行う。

#### 保育所等訪問支援（p69、120）

保育園等に通う障害のある児童に対して、集団生活への適応のための専門的な支援を行うこと。

#### ボランティアセンター（p97）

ボランティアの活動の地域における拠点として、県・市町村の社会福祉協議会等に設置されているセンター。

### ま

#### 盲人ガイドヘルパー（p38、45、85、128）

社会生活上必要な外出を必要とする場合で、付添者がいないために支障がある際の移動を支援する事業。対象は視覚障害1級に該当する身体障害者手帳の交付を受けている人。ただし、通勤や営業活動等、政治活動、宗教活動、個人の娯楽にかかる外出や社会通念上適当でない外出は対象外。

### や

#### ユニバーサルデザイン（p86、88、90）

年齢や性別、障害のあるなしにかかわらず、最初からバリアのない、誰にとっても快適な環境をつくらうという考え方。

#### 要約筆記（p28、35、39、40、45、47、107、108、122、123、127）

音声で話されている内容を正確に聞き取り、要点をつかんで短い文にまとめ、その内容を紙に書いて提示したりOHP等を使って投影したりして、文字で伝えるもの。

### ら

#### リハビリテーション（p9）

障害のある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障害のある人のライフステージのすべての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得をめざす障害者施策の理念。

#### 療育手帳（p13、17、20、99）

知的障害者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定程度以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障害者であることの証票として県知事が交付するもの。

療養介護 (p117、125)

医療が必要で、常に介護を必要とする人に、主として昼間において病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の世話などを行うこと。

レスパイトケア (p52、101)

重症心身障害児者を自宅で介護するご家族の負担は大きいものがあるため、休息（レスパイト）を取ることができるようになることを目的とした福祉サービス等の支援。



## 川越市障害者支援計画

<第六次川越市障害者計画・第六期川越市障害福祉計画・第二期川越市障害児福祉計画>



発行日 令和3年3月

発行 川越市 福祉部 障害者福祉課

〒350-8601 埼玉県川越市元町1丁目3番地1

電話 049-224-5785 (直通)

FAX 049-225-3033

URL <http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>